

## 長泉町告示第148号

長泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者向けPCR検査事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年10月1日

駿東郡長泉町長 池田 修

### 長泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者向けPCR検査事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町内事業者において、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者が発生した際、その事業の安定的な継続、早期の再開、また、従業員等が安心して働ける環境づくりを促進するために、従業員等に対して独自のPCR検査を行う町内事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業者 町内に事業所を有する法人、組合及び個人事業主をいう。
- (2) 従業員等 町内事業所において日常的に勤務するもの（委託者や派遣社員等を含む）をいう。
- (3) PCR検査 新型コロナウイルス感染症を診断するための核酸検出検査であり、保健所が行政検査等の対象としない検査及び健康保険の適用を受けない医療機関での検査又は医師の診断を伴う検体キットでの検査をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内で事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- (2) 事業の実施に当たって、必要な許認可（飲食事業者の場合、必要とする食品関係許可）を取得し、関係法令を遵守していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員ではないこと又はそれらと密接な関係を有しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当するPCR検査に要する費用（検体の送料を含む。）のうち、令和3年8月20日以降に交付対象者が支出した費用とする。ただし、当該PCR検査に係る診断書（証明書）に要する費用並びに消費税及び地方消費税に相当する費用を除くものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の陽性者となった従業員等又は保健所が濃厚接触者と認めた従業員等（以下「陽性者等」という。）と他の従業員等が接触したときに、危機管理体制の観点から、当該従業員等に令和3年8月20日から令和4年3月31日までの間に実施された検査

(2) 陽性者等が発生した日から2週間以内に実施された検査

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1検体当たり1万円、かつ、1事業者当たり50万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

2 交付対象者は、前項に規定する1事業者当たりの上限額の範囲内で複数回補助金の交付を受けることができる。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和4年3月31日までに、長泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者向けPCR検査事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付確定)

第7条 町長は、前条の申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付を決定し、確定する場合にあっては、長泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者向けPCR検査事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した場合にあっては、長泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者向けPCR検査事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の交付決定兼確定通知書を受けた申請者（以下「交付決定兼確定者」という。）が補助金を請求しようとするときは、当該通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、長泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者向けPCR検査事業費補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定及び交付確定の取消し)

第9条 町長は、交付決定兼確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付確定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 第3条及び第4条に該当しないとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定及び交付確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期間を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。